助成儿 費用を

国民健康保険では、加入している方の健康保持と病気予防のために人間ドック費用の一部助成を 行っております。

助成対象者	●上三川町国民健康保険被保険者で満30歳以上である方 ●国民健康保険税に滞納がない世帯の方 ●特定健診を受けていない方 ●同一年度内に人間ドックか脳ドックの どちらか1つを助成しますので選んで受診してください。
健診機関	●石橋総合病院●自治医科大学健診センター●栃木県済生会宇都宮病院健診センター●宇都宮記念病院総合健診センター●佐々木記念クリニックほか人間ドック実施健診機関
コースと助成金額	★1日コース → 28,000円以内 ★1泊2日コース → 43,000円以内 ※助成金額は、基本健診(税抜価格)の7割分または 上記助成金額のいずれか低い額(1,000円未満切捨て)を助成します。 なお、オプションは自己負担となります。

申し込み方法…事前に健診機関へ健診日を予約し、健診を受ける1週間前までに保険証と印かんを 持って、保険課国保係までお越しください。

※後期高齢者医療制度(満75歳以上)に加入している方も人間ドックの費用を助成します。

コース、助成金額は国民健康保険の方と同じです。ただし、後期高齢者医療の保険料に滞納がなく、 特定健診を受けていない方が対象となります。

2556 9134 ▶問い合わせ先=保険課 国保係

を得ず、保険証を持たずに

しかし、急病などでやむ

※医療処置が適切であった 払い戻しされます。 うべき額)を除いた金額が 示した場合に窓口で支払 負担金相当額(保険証を提 申請することにより、自己 し、あとで国民健康保険に 費をいったん全額自己負担 治療を受けたときは医療 果、支給されない場合や ります。また、審査の結 から支給まで数ヶ月かか か審査しますので、申請 合もあります。 部のみの支給となる場



しくみです。 のが、保険診療の基本的な 康保険が負担するという 支払い、残りの額を国民健 上は1割~3割)を窓口で 教育就学前は2割、70歳以 かった医療費の3割(義務 証を提示すれば、患者はか 病院などの窓口で保険

・印かん (通帳等) 領収書 振込先がわかるもの

申請に必要なもの

·保険証

診療報酬明細書 (レセプト)

保険証を持たずに病院にかかったとき

6 一素案に関する

見を募集します。 成しました。この素案を公表し意 画・介護保険事業計画」素案を作 現計画が期間終了となるため、 の推進を図っています。今年度、 護保険事業計画」に基づき、施策 5期上三川町高齢者支援計画:介 は、平成24年3月に策定した「第 「第6期上三川町高齢者支援計 齢者施策において、本町で

せんので、あらかじめご了承願い 見等に対しての直接回答はしま て公表します。なお、個々のご意 これに対する町の考え方を付け 内容ごとに整理・分類した上で お寄せいただいたご意見等は

●公表する資料名=

画·介護保険事業計画」素案 「第6期上三川町高齢者支援計

)資料の閲覧期間=

成27年1月13日(火)まで 平成26年12月15日(月)から平

●資料の閲覧方法=

ます。 中央公民館窓口にてご覧になれ 町ホームページに掲載するほ 、役場町民ホール、保険課窓口、

意見等の提出期間=

成27年1月13日(火)<必着> 平成26年12月15日(月)から平

●意見等を提出できる方=

法人 に利害関係を有する個人または 町内に居住・通勤・通学する者、 に納税義務を有する者、本案件

●意見等の提出方法=

ページによる掲載にてお知らせ いては、閲覧窓口や町ホーム 意見等提出にかかる詳細につ

※なお、ご意見等は口頭、電話で は受け付けできません。

問い合わせ先=

高齢者年金係

【免疫力を高めよう】便秘は免疫力を下げます。野菜をたっぷりとりましょう。

フリックコメン

護予防支援事業の

샦例(案)に関する

(町民意見の募集

括支援センター及び

防支援事業の基準等について、町の条例で 護保険法や厚生労働省令で定められてい 条例案全文を公表し意見を募集します。 定めることとなりました。この概要及び た地域包括支援センター及び指定介護予 地域主権改革一括法により、これまで介

んので、あらかじめご了承願います。 のご意見等に対しての直接回答はしませ の考え方を付けて公表します。なお、個々 とに整理・分類した上で、これに対する町 お寄せいただいたご意見等は、内容ご

|公表する資料名|

護予防支援事業の基準等を定める条例 (案)」の概要 一地域包括支援センター及び指定介

める条例(案)」全文 ターの人員及び運営に関する基準を定 「(仮称)上三川町地域包括支援セン

護予防支援等に係る介護予防のための 等の事業の人員及び運営並びに指定介 定める条例(案)]全文 効果的な支援の方法に関する基準等を 「(仮称)上三川町指定介護予防支援

)資料の閲覧期間=

月13日(火)まで 平成26年12月15日(月)から平成27年

資料の閲覧方法=

窓口にてご覧になれます。 場町民ホール、保険課窓口 町ホームページに掲載するほか、役 、中央公民館

)意見等の提出期間=

月13日(火)<必着> 平成26年12月15日(月)から平成27年

意見等を提出できる方=

係を有する個人または法人 納税義務を有する者、本案件に利害関 町内に居住・通勤・通学する者、町に

)意見等の提出方法=

掲載にてお知らせします。 ※なお、ご意見等は口頭、電話では受け 意見等提出にかかる詳細について 、閲覧窓口や町ホームページによる

問い合わせ先=

付けできません。

介護保険係